

(人材紹介料の返還)

1. 受託者の紹介により入社した人材が、入社後、以下の期間内に専ら自己都合(死亡、傷病又は委託者の責めに帰すべき事由によるもの等を除く。)を理由として退職した場合、受託者は委託者に対し、受領済みの人材紹介料を以下の割合で返還する。
 - 1.1. 入社後1か月以内: 人材紹介料の80%
 - 1.2. 入社後1か月超～3か月以内: 人材紹介料の50%
 - 1.3. 入社後3か月超～6か月以内: 人材紹介料の20%
2. 委託者は、前項の返還事由が生じた場合、当該退職の日から5営業日以内に退職の事実及び退職理由を証する資料を書面又は電子メールにより受託者に通知しなければならない。当該期間を経過したときは、いかなる場合であっても、受託者は委託者に対し人材紹介料の一部を返還する義務を負わないものとする
3. 受託者は、前項の返還金が発生した場合、退職日の属する月の翌月末日までに、委託者の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は受託者の負担とする。